

一関地区広域行政組合  
エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び  
マテリアルリサイクル推進施設  
整備・運営事業

建設工事請負仮契約書（案）

令和7年4月

一関地区広域行政組合

# 建設工事請負仮契約書



- 1 工 事 名 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等建設  
工事
- 2 工 事 場 所 岩手県一関市弥栄字一ノ沢地内
- 3 工 期 令和 年 月 日 から  
令和12年 7月31日 まで
- 4 請負代金額(建設費) 金 円  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円
- 5 支 払 区 分
- | 年 度               | 支 払 限 度 額 |   | 出 来 高 予 定 額 |   |
|-------------------|-----------|---|-------------|---|
| 令和7年度             | 金         | 円 | 金           | 円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税 | 金         | 円 | 金           | 円 |
| 令和8年度             | 金         | 円 | 金           | 円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税 | 金         | 円 | 金           | 円 |
| 令和9年度             | 金         | 円 | 金           | 円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税 | 金         | 円 | 金           | 円 |
| 令和10年度            | 金         | 円 | 金           | 円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税 | 金         | 円 | 金           | 円 |
| 令和11年度            | 金         | 円 | 金           | 円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税 | 金         | 円 | 金           | 円 |
| 令和12年度            | 金         | 円 | 金           | 円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税 | 金         | 円 | 金           | 円 |
- 6 契約保証金 金 円
- 7 その他特定条件

この契約は、一関地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第37号）において、例によることとしている一関市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年一関市条例第43号）第2条の規定により、組合議会の議決を得るまでは仮契約とし、組合議会で可決された日をもって本契約と

する。

なお、この契約に関する議案が組合議会で否決されたときは、この契約は無効となり、発注者は一切の責任を負わない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約書の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 岩手県一関市竹山町7番2号  
一関地区広域行政組合  
管理者 一関市長 佐藤 善仁

印

受注者

印

一関地区広域行政組合  
エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び  
マテリアルリサイクル推進施設  
整備・運営事業

建設工事請負契約約款

目 次

第1条	(総則)	1
第2条	(関連工事の調整)	3
第3条	(請負代金内訳書及び工程表)	3
第4条	(契約の保証)	3
第5条	(権利義務の譲渡等)	4
第6条	(一括委任又は一括下請負の禁止)	4
第7条	(下請負人の通知)	4
第8条	(特許権等の使用)	5
第9条	(監督員)	5
第10条	(現場代理人、主任技術者及び管理技術者等)	6
第11条	(履行報告)	7
第12条	(工事関係者に対する措置請求)	7
第13条	(工事材料の品質及び検査等)	7
第14条	(監督員の立会い及び工事記録等の整備等)	8
第15条	(支給材料及び貸与品)	8
第16条	(工事用地の確保等)	9
第17条	(設計図書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	10
第18条	(条件変更等)	10
第19条	(設計図書等の変更)	11
第20条	(工事の中止)	11
第20条の2	(著しく短い工期の禁止)	12
第21条	(受注者の請求による工期の延長)	12
第22条	(発注者の請求による工期短縮等)	12
第23条	(工期の変更方法)	12
第24条	(請負代金額の変更方法)	12
第25条	(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	13
第26条	(臨機の措置)	14

第 27 条	(一般的損害)	14
第 28 条	(第三者に及ぼした損害)	14
第 29 条	(不可抗力による損害)	14
第 30 条	(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)	16
第 31 条	(検査及び引渡し)	16
第 32 条	(請負代金の支払)	16
第 33 条	(部分使用)	17
第 34 条	(前金払及び中間前金払)	17
第 35 条	(保証契約の変更)	18
第 36 条	(前払金の使用等)	18
第 37 条	(部分払)	18
第 38 条	(継続工事における部分払)	19
第 39 条	(部分引渡し)	19
第 40 条	(第三者による代理受領)	20
第 41 条	(前払金等の不払に対する受注者の工事中止)	20
第 42 条	(契約不適合責任)	20
第 43 条	(発注者の任意解除権)	21
第 44 条	(発注者の催告による解除権)	21
第 45 条	(発注者の催告によらない解除権)	21
第 46 条	(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	23
第 47 条	(受注者の催告による解除権)	23
第 48 条	(受注者の催告によらない解除権)	23
第 49 条	(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	23
第 50 条	(解除に伴う措置)	23
第 51 条	(発注者の損害賠償請求等)	25
第 52 条	(受注者の損害賠償請求等)	25
第 53 条	(契約不適合責任期間等)	26
第 54 条	(火災保険等)	26
第 55 条	(あっせん又は調停)	27
第 56 条	(仲裁)	27
第 57 条	(情報通信の技術を利用する方法)	27
第 58 条	(補則)	27
特記規定		28
第 1 条	(用語の定義)	28
第 2 条	(実施設計図書の作成及び提出)	28

第 3 条	(基本設計図書と実施設計図書の内容が一致しない場合の修補義務) ....	28
第 4 条	(特許権等の実施権及び使用権等) .....	28
第 5 条	(著作権の利用等) .....	29
第 6 条	(著作権等の譲渡禁止) .....	29
第 7 条	(著作権の侵害防止) .....	29
第 8 条	(意匠の実施の承諾等) .....	29
第 9 条	(設計図書等の変更に係る受注者の提案) .....	30
第 10 条	(本件工事の開始) .....	30
第 11 条	(試運転) .....	30
第 12 条	(試運転の費用等) .....	30
第 13 条	(試運転の実施) .....	30
第 14 条	(運転指導) .....	31
第 15 条	(運営事業者との協力等) .....	31
第 16 条	(本施設の完成遅延) .....	31
第 17 条	(継続費に係る契約の特則) .....	32
第 18 条	(継続費に係る契約の前金払の特則) .....	32
第 19 条	(継続費に係る契約の部分払の特則) .....	32
第 20 条	(談合防止規定の適用) .....	33
第 21 条	(資料、報告等) .....	33
第 22 条	(個人情報保護) .....	33
第 23 条	(仮契約の解除) .....	33
別記	.....	34

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款(頭書を含む。以下同じ。)及び添付の特記規定に基づき、第3項各号に定める書類、図面に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款、添付の特記規定及び第3項各号に定める書類及び図面を内容とする設計・施工一体型の建設工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 この約款における用語の定義は、本文中に定義される用語を除き、次の定義に従う。なお、本条及び本文中に定義されない用語で要求水準書に定義される用語は、要求水準書の例による。

- (1) 「基本設計図書」とは、募集要項、要求水準書及び要求水準書に従い受注者が発注者に提出した基本設計図書(技術提案書)、及び要求水準書に従い受注者が作成して発注者に提出した契約設計図書を総称していう。ただし、提出された基本設計図書又は契約設計図書がその後に変更されたときは、変更後のものをいう。
- (2) 「実施設計図書」とは、本件設計に関し要求水準書に定めるところに従い受注者が作成し発注者に提出する実施設計成果物をいう。ただし、提出された実施設計図書がその後に変更されたときは、変更後のものをいう。
- (3) 「成果物」とは、この契約、要求水準書又は提案書に基づき、若しくはその他この契約に定める業務に関連して受注者が発注者に提出した書類、図面、写真、映像等の総称をいい、未完成の成果物、業務を行う上で得られた記録等を含む。
- (4) 「設計図書等」とは、要求水準書、基本設計図書及び実施設計図書をいう。
- (5) 「基本設計図書」とは、募集要項、要求水準書及び要求水準書に従い受注者が発注者に提出した基本設計図書(技術提案書)、及び要求水準書に従い受注者が作成して発注者に提出した契約設計図書を総称していう。ただし、提出された基本設計図書又は契約設計図書がその後に変更されたときは、変更後のものをいう。
- (6) 「提案書」とは、本事業に係る総合評価一般競争入札において落札者として選定された[●]グループが提出した提案書一式及び当該提案に関し発注者の質問に応じ又は任意に提出した回答書、補足説明書等のすべてをいう。
- (7) 「年度」とは、4月1日開始より翌年の3月31日に終了する一年をいう。
- (8) 「募集要項」とは、本事業に係る制限付総合評価一般競争入札の公告にあたり発注者が公表した入札説明書及びその付属書類(いずれも公表後に変更があったときは変更後の最新版)並びにそれらに関する質問回答をいう。
- (9) 「本件工事」とは、要求水準書に定める施工に関する業務(仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の作業及び手段を含む。)を含み、要求水準書第2編に規定する業務のうち本件設計を除く一切の業務をいう。
- (10) 「本件工事等」とは、本件設計若しくは本件工事又はその双方をいう。
- (11) 「本件設計」とは、要求水準書第2編に定める設計に関する業務(発注者に提出後にこの契約に基づく変更等に必要となる一切の作業を含む。)をいう。

- (12) 「本事業」とは、発注者のエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業をいう。
- (13) 「要求水準書」とは、本事業に係る総合評価一般競争入札において発注者が公表した要求水準書（公表後に変更があったときは変更後の最新版）及びこれに係る質問回答をいう。
- 3 この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。なお、提案書及び基本設計図書の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える部分は、要求水準書に優先するものとする。
- (1) この約款
  - (2) 要求水準書
  - (3) 実施設計図書
  - (4) 基本設計図書
  - (5) 募集要項
  - (6) 提案書（技術提案書を除く。）
- 4 受注者は、契約書記載の本件工事等を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 5 発注者は、要求水準書に従い、その意図する実施設計図書を完成させるため、本件設計に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い本件設計を行わなければならない。
- 6 受注者は、この約款若しくは要求水準書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者の協議が成立した場合を除き、本件設計を完成するために必要な一切の手段（以下「設計施行方法」という。）をその責任において定めるものとする。また、仮設、設計施行方法、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「設計施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 7 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を洩らしてならない。
- 8 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 10 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 11 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特定の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 12 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

- 13 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 14 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 15 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 16 受注者は、この契約に定められた発注者と受注者の協議が調わないことのみをもって本件工事等の遂行を拒んではならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する本件工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に、提案書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 第1項第3号から第6号までの保証に付した場合において、あらかじめ保証期間の設定がされているものにつき、工期の変更が行われたときは、受注者は、保証期間の変更を行うとともにその保証証書又はこれに代わるものを発注者に提示しなければならない。ただし、発注者と保証事業会社との間で保証期限変更に関する覚書その他書類を交わした場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物、最後の成果の表現に至らない図面、仕様書等及び本件設計を行う上で得られた記録等、工事目的物、工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、本件設計を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾がある場合又は受注者が提案書に従い本件設計の一部を第三者に委任し若しくは請け負わせる場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、本件工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立して、その機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ本件工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ本件工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

（特許権等の使用）

第 8 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）対象となっている工事材料、設計施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、設計施工方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第 9 条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する実施設計図書を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する本件設計に関する指示

(2) この約款及び要求水準書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) 本件設計に関し、この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

(4) 本件設計に関し、その進捗の確認、要求水準書及び基本設計図書の記載内容と履行

内容との照合その他の履行状況の監督

- (5) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - (6) 設計図書等に基づく本件工事の施工のために受注者が作成した詳細図等の承諾
  - (7) 設計図書等に基づく工程の管理、立会い、本件工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人、主任技術者及び管理技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
  - (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項本文に規定する工事の場合には専任の技術者）又は監理技術者（建設業法第26条第3項本文に規定する工事の場合には専任の監理技術者）
  - (3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
  - (4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除による権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。ただし、この契約が他の工事との合冊入札による場合は、当該合冊したすべての工事について同一の者が現場代理人を兼ねることができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

6 受注者は、本件設計の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

7 管理技術者は、この契約の履行に関し、本件設計の管理及び統括を行う。

（履行報告）

第11条 受注者は、要求水準書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に対する措置請求）

第12条 発注者は、管理技術者又は現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が本件工事等を施工するために使用している下請負人、労働者等で本件工事等の実施又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書等に定めるところによる。設計図書等にその品質が明示されていない場合にあつては、工事目的物が設計図書等に示す性能を満たすために十分な品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書等において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に  
応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に  
搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料につい  
ては、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録等の整備等)

第14条 受注者は、設計図書等において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見  
本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又  
は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書等において監督員の立会いの上施工するものと指定された本件工  
事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要であると認めて設計図書等におい  
て見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は本件工  
事の施工をするときは、設計図書等に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員  
の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当  
該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないた  
め、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は監督員に通知した上、又は見本検査  
を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は本件工事を施工することができる。  
この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行った  
ことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該  
請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記  
録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する  
建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場  
所及び引渡時期は次のとおりとする。

貸与品 : 適用なし

支給材料 : 適用なし

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者  
の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合におい  
て当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書等の定めと  
異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通

知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引き渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書等に定めるところにより、本件工事等の完成、設計図書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又は返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書等において定められた本件工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が本件工事の施工上必要とする日（設計図書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 3 本件工事の完成、設計図書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）

があるときは、受注者は当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、本件工事の施工部分が設計図書等に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、本件工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、本件工事の施工部分が設計図書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、本件工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、本件工事等の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 要求水準書、基本設計図書及び実施設計図書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2) 設計図書等に誤謬又は脱漏があること

(3) 設計図書等の表示が明確でないこと

(4) 本件設計の施行上の制約等、募集要項に示された自然的若しくは人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること、又は、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

(5) 募集要項で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状

態が生じたこと

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより設計図書等の訂正又は変更を行わなければならない。
  - (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し要求水準書を訂正する必要があるものは発注者が行い、基本設計図書又は実施設計図書を訂正する必要があるものは受注者が発注者の指示に基づき訂正する。
  - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものについては、要求水準書の変更は発注者が行い、基本設計図書及び実施設計図書の変更は発注者の指示に基づき受注者が行う。
  - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、要求水準書の変更は発注者が行い、基本設計図書及び実施設計図書の変更は発注者と受注者とが協議して受注者が行なう。
- 5 前項の規定により設計図書等の訂正又は変更が行なわれた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更内容を受注者に通知して、基本設計図書及び実施設計図書の変更を指示することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより成果物又は工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本件工事等を実施できないと認められるときは、発注者は、本件工事等の中止内容を直ちに受注者に通知して本件工事等の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本件工事等の中止内容を受注者に通知して、本件工事等の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により本件工事等の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本件工事等の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事等の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第20条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、本件工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本件工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に本件工事等を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし協議

開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 25 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額のうち本件工事に相応する部分が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から本件設計に相応する部分及び本件工事の当該請求時の出来形部分に相応する部分の請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、第 1 項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、本件設計に相応する部分を除く請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 第 5 項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め受注者に通知する。

8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を

行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他本件工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本件工事等の実施に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 本件工事等の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、本件工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本件工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他本件工事等の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、成果物、工事目的物、

仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者はその事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 54 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは、第 2 項又は第 37 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の本件工事等に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 成果物及び工事目的物に関する損害

損害を受けた成果物及び工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で、通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められものについて、本件工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力による損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第 30 条 発注者は、第 8 条、第 15 条、第 17 条から第 22 条まで、第 25 条から第 27 条まで、前条又は第 33 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書を変更し又は基本設計図書又は実施設計図書の変更を指示することができる。この場合において、設計図書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第 31 条 受注者は、本件工事等を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書等に定めるところにより、本件工事等の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第 2 項の検査によって本件工事等の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、本件工事等が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を本件工事等の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第 32 条 受注者は、前条第 2 項(同条第 6 項後段の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。)の完成検査に合格したときは、請負代金額の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、

その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第 33 条 発注者は、第 31 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、成果物及び工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により成果物又は工事目的物の全部又は一部を使用したことによつて受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第 34 条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の本件工事等の完成の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額（継続工事においては各年度の出来高予定額）の 10 分の 4 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第 1 項の規定により前払金の支払いを受けた後、第 37 条の規定による部分払を請求する以前において、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、本項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、第 37 条の規定による部分払を請求することはできない。なお、発注者が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4（第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）から受領済の前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第 36 条までにお

いて同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)を越えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合による遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金を本件設計の設計外注費、本件工場の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(本件工場において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第37条 受注者は、本件工事等の完成前に出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより発注者に対し部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る出来形部分

又は工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工事製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会の上、設計図書等に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払を請求できる回数は、特記規定第 19 条に定める回数を限度とする。

7 第 1 項の規定にかかわらず、第 34 条の規定に基づき前払金の支払いを受けている場合においては、部分払を請求できる額は、次の式により算出した額とする。この場合において、出来高金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 部分払が行われていない場合

部分払金の額 ≤ 第 1 項の請負代金相当額 × ( 9 / 10 - 前払金額 / 請負代金の額 )

(2) 部分払が既に行われている場合

部分払金の額 ≤ 第 1 項の請負代金相当額 × ( 9 / 10 - 前払金額 / 請負代金の額 )  
- 既に行われた部分払の金額

(継続工事における部分払)

第 38 条 前条の規定にかかわらず、継続工事において各年度末に請求できる額は、契約書及び設計図書で定める額（前払金等支払済の金額を除く。）を限度とする。この場合において前条第 2 項から第 5 項を準用する。

(部分引渡し)

第 39 条 成果物及び工事目的物について、発注者が設計図書等において本件工事等の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の本件工事等が完了したときについては、第 31 条中「本件工事等」とあるのは「指定部分に係る本件工事等」と「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る成果物又は工事目的物」と同条第 5 項及び第 31 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第 32 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の算式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし発注者が前項の規定により準用される第 32 条第 1 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times \\ (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(第三者による代理受領)

第 40 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 32 条（第 39 条において準用する場合を含む。）又は第 37 条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の工事中止)

第 41 条 受注者は、発注者が第 34 条、第 37 条又は第 39 条において準用される第 32 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、本件工事等の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が本件工事等の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本件工事等の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事等の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 42 条 発注者は、引き渡された成果物又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 契約不適合の判断基準、確認方法及び補修・追完等の方法、並びにその他この約款に規定のない事項は、要求水準書に定めるところによる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物又は工事目的物の性質若しくは当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、

受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第43条 発注者は、本件工事等が完成するまでの間は、次条、第45条又は第45条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、この契約の締結後速やかに本件設計に着手しないとき又は本件工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に本件工事等を完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に本件工事等を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号又は同条第6項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された成果物又は工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が成果物を破棄して再び作成するか又は工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第47条又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第45条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第46条 第44条各号、第45条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第47条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による本件工事等の実施の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは6月）を超えたとき。ただし、中止が本件工事等の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件工事等が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第50条 発注者は、この契約が本件工事等の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び特記規定第19条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合にお

いて、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条、第45条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が本件工事等の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が本件工事等の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が本件工事等の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片づけて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条、第45条の2又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第47条又は第48条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 本件工事等の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第 51 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に本件工事等を完成することができないとき。
- (2) 成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第 44 条又は第 45 条の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 44 条又は第 45 条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額とする。

6 第 2 項の場合（第 45 条第 8 号及び第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第 52 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損

害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 47 条又は第 48 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 32 条第 2 項 (第 38 条において準用する場合を含む。) の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和 24 年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 53 条 発注者は、引き渡された成果物及び工事目的物に関し、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除 (以下この条において「請求等」という。) をすることができる期間は要求水準書に定めるとおりとする。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間 (以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。) の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第 54 条 受注者は、工事目的物及び工事材料 (支給材料を含む。以下この条において同じ。)

等を要求水準書及び提案書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第55条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による岩手県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が本件工事等を実施するために使用している下請負人、労働者等の本件工事等の実施又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第56条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第57条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第58条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## 特記規定

### (用語の定義)

第1条 この特記規定において、要求水準書又はこの特記規定が添付される契約約款において定義された用語は当該定義された意味を有するものとする。

2 この特記規定は、この特記規定が添付される契約約款と一体を成すものとし、当該契約約款における「この約款」の用語はこの特記規定を含むものとする。

### (実施設計図書の作成及び提出)

第2条 受注者は、本件設計に関し、受注者が発注者に提出した全体工程表、要求水準書及び基本設計図書に従い、実施設計図書を作成のうえ、発注者に提出しなければならない。

### (基本設計図書と実施設計図書の内容が一致しない場合の修補義務)

第3条 受注者は、実施設計図書の内容が、要求水準書、基本設計図書又は本件設計に関する発注者の指示若しくは発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補（受注者がすでに本件工事に着手している場合には本件工事に関する必要な修補を含む。）を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

### (特許権等の実施権及び使用権等)

第4条 受注者は、発注者が工事目的物を所有及び運営（発注者がかかる業務を第三者に委託して実施する場合も含む。）するために必要な特許権等の対象となっている技術等を利用するための実施権、使用権その他の権限（以下「実施権等」という。）があるときは、かかる実施権等を自らの責任で発注者に付与するものとする。

2 前項に規定する受注者が付与する特許権等についての実施権等は、この契約の終了後も工事目的物の存続中は有効に存続するものとする。また、受注者は、前項に規定する許諾の対象となる特許権等が受注者及び第三者の共有に係る場合若しくは第三者の所有に係る場合は、上記実施権等の付与につき当該特許権等の共有者全員若しくは当該第三者の同意を得ていることを保証し、かかる同意を得ていないことにより発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、この契約の請負代金は第1項の特許権等に係る実施権等の付与又は発注者による取得の対価及び第5項に規定する成果物の使用に対する対価を含むものであることを、確認する。

4 発注者がこの契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類及び図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、発注者に帰属する。

5 発注者は、成果物及び工事目的物について、成果物及び工事目的物が著作物に該当するか否かにかかわらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、

その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

(著作権の利用等)

第5条 成果物又は工事目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、著作権法の規定に従い受注者又は発注者及び受注者の共有に属する。

2 受注者は、発注者が成果物及び工事目的物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。

(1) 著作者等の名称を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は工事目的物の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

(2) 成果物及び工事目的物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) 工事目的物の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

(4) 工事目的物を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

(5) 工事目的物を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

3 受注者は、自ら又は著作者（発注者を除く。）をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物及び工事目的物の内容を公表すること。

(2) 著作権法第19条第1項又は第29条第1項に定める権利を行使すること。

(3) 成果物及び工事目的物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第6条 受注者は、この特記規定に規定のある場合を除き、自ら又は著作者（発注者を除く。）をして、成果物及び工事目的物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第7条 受注者は、成果物及び工事目的物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

2 受注者は、成果物又は工事目的物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(意匠の実施の承諾等)

第8条 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を本件設計に用い、又は成果物によって表現される建築物

若しくは本施設の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本施設に係る意匠の実施を承諾するものとする。

- 2 受注者は、本施設の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(設計図書等の変更に係る受注者の提案)

第9条 受注者は、この契約締結後、設計図書等に定める本施設の機能、性能等を低下させることなく契約金額を低減することを可能とする設計施工方法等の採用や設計図書等の変更について、発注者に提案することができる。

- 2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認めるときは、要求水準書を変更し、又は基本設計図書及び実施設計図書の変更を受注者に指示することができる。

- 3 発注者は、前項の規定により要求水準書を変更し又は基本設計図書及び実施設計図書の変更を指示した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

(本件工事の開始)

第10条 受注者は、発注者に実施設計図書を提出し、かつ要求水準書に規定する施工承諾申請図書を発注者に提出して発注者から承諾を受けた後でなければ、本件工事の着工をすることができない。

(試運転)

第11条 受注者は、要求水準書及び実施要領書に従い、本施設の試運転を実施する。

- 2 前項の試実施要領書は、受注者があらかじめ発注者と協議したうえ作成するものとする。

(試運転の費用等)

第12条 試運転の立ち会い等を行う発注者の職員の人件費は発注者が負担する。

- 2 試運転に必要な処理対象ごみ及び資源物は発注者が提供する。
- 3 試運転により生じた焼却灰、飛灰処理物、磁性物及び資源化物は、要求水準書に規定する性能保証事項を満足したものについては、発注者がその費用で搬出し、処分又は資源化を行う。性能保証事項を満足しないものは、受注者が発注者の承諾を得たうえで受注者の費用において搬出及び適切に処理・処分するものとする。
- 4 試運転中に発見された処理不適物は、発注者がその費用において処理・処分等を行う。
- 5 運転員の人件費、試運転に要する用役（電気、上水、薬剤、燃料）、その他試運転の実施及び試運転中に実施される運転指導の費用は、前4項に規定するものを除き、全て受注者が負担する

(試運転の実施)

第13条 試運転は、受注者がその責任において実施する。試運転のうち引渡性能試験につ

いては、受注者はあらかじめ発注者と協議のうえ引渡性能試験要領書を作成して発注者の承諾を受けるものとし、かかる要領書に従い受注者が実施する。

- 2 受注者は、試運転期間中に、引渡性能試験結果を発注者に報告し、発注者の承諾を得なければならない。

(運転指導)

第 14 条 受注者は、試運転期間中において、運営事業者（本事業における運営業務の実施のみを目的として設立された株式会社をいう。以下同じ。）が本施設の運営開始後に配置予定の運転員に対し、設計図書等及び教育指導計画書に基づき必要かつ十分な教育指導を行うものとする。

- 2 前項の教育指導計画書は、あらかじめ受注者が作成して、発注者に提出するものとする。

(運営事業者との協力等)

第 15 条 受注者は、運営事業者が発注者の委託に基づき完成後の本施設の運営業務を実施することを十分に認識し、運営事業者の業務実施に配慮し、本件工事等の実施と本施設の完成後の運営の双方が円滑に行われるよう、運営事業者と相互に協力し合わなければならない。

- 2 受注者は、前条の教育指導の実施期間中又は本施設の運営開始後において、発注者と運営事業者との運営業務委託契約（以下「運営業務委託契約」という。）における運営事業者の債務不履行（業務の要求水準未達を含む。）又はその他運営事業者による運営業務の実施により受注者に損害が生じ若しくはこの契約の履行に関し増加費用が生じたときは、発注者にその状況を速やかに報告するものとする。

- 3 受注者は、前項の損害の賠償及び増加費用は運営事業者に請求するものとし、発注者にそれらの損害の賠償や増加費用の負担を求めないものとする。ただし、それらの損害及び増加費用が発注者の運営事業者に対する指示が不相当であることその他発注者の運営業務委託契約上の債務不履行により生じたものであるときは、この限りでない。

- 4 受注者は、本件工事等の実施にあたり又は契約不適合責任期間において本施設の契約不適合により、運営事業者に損害又は運営業務委託契約における増加費用を生じさせたときは、受注者がかかる損害及び増加費用を負担するものとする。ただし、運営事業者が生じた損害又は増加費用が発注者の自ら又は監督員の指示が不相当であることに起因する場合は、この限りでない。

(本施設の完成遅延)

第 16 条 受注者は、本件工事等の完成が要求水準書に定める期限に遅延するおそれが生じたと認めるときは、発注者に引渡遅延のおそれ及び実際に引渡ができる期日の見込みを速やかに発注者に報告するものとする。

- 2 本件工事等の遅延により新たな本施設の運営開始日を定めるときは、発注者、受注者及び運営事業者の協議により定めるものとする。協議開始より 14 日以内に協議が調わ

ないときは新たな供用開始日を発注者が定めて、受注者及び運営事業者に通知する。

- 3 受注者は、本施設にかかる本件工事等の完成の遅延により発注者及び運営事業者に生じた損害及び増加費用を負担しなければならない。ただし、その遅延が受注者の責めに帰すことができない事由によるときは、この限りでない。

(継続費に係る契約の特則)

第 17 条 この契約が継続費に係る契約であるときは、各会計年度における契約金額の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和 7 年度	円
令和 8 年度	円
令和 9 年度	円
令和 10 年度	円
令和 11 年度	円
令和 12 年度	円

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

(継続費に係る契約の前金払の特則)

第 18 条 継続費に係る契約の前金払については、約款第 34 条中「契約書記載の本件工事等の完成の時期」とあるのは「契約書記載の本件工事等の完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第 35 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の支払限度額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書等に定められているときには、同項の規定により準用される第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

(継続費に係る契約の部分払の特則)

第 19 条 継続費に係る契約において、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、約款第 37 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 出来高金額 × 9 / 10 - (前払金額 × 出来高金額 / 支払限度額) - 既部分払額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和 7 年度	0 回
令和 8 年度	1 回
令和 9 年度	1 回
令和 10 年度	1 回
令和 11 年度	1 回
令和 12 年度	0 回

(談合防止規定の適用)

第 20 条 本事業の入札の落札者（以下「本件落札者」という。）又は運営事業者が、令和〇年〇月〇日付けで発注者と本件落札者及び運営事業者で締結された本事業に係る基本契約（以下、「基本契約」という。）の第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、発注者は、何らの催告を要せず、この契約を解除できるものとする。

- 2 前項により発注者がこの契約を解除するときは、約款第 47 条は適用しない。
- 3 第 1 項により発注者がこの契約を解除した場合において、この契約が約款第 45 条の 2 第 1 号により解除されたものとみなして約款第 50 条を適用する。
- 4 発注者は、第 1 項によるこの契約の解除により受注者に生じた損害について何らの責任を負わない。

(資料、報告等)

第 21 条 発注者は、この契約に基づく違約金、遅延利息、賠償金、過払金及び遅滞金に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、受注者に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項に規定する質問に答えず、若しくは虚偽の応答をし、報告等をなさず、若しくは虚偽の報告をなし、又は調査を拒み若しくは妨げた場合においては、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(個人情報保護)

第 22 条 受注者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、この特記規定に添付の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(仮契約の解除)

第 23 条 発注者は、この契約に係る議会の議決がある前において、基本契約の第 7 条第 1 項又は第 2 項、第 10 条第 1 項又は第 12 条第 1 項に従いこの契約の仮契約を解除することができるものとする。

- 2 前項により発注者がこの契約の仮契約を解除した場合において、発注者は解除により受注者に生ずる損害について何らの責任を負わない。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者の情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び死者の情報(以下「個人情報等」という。)を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (保有の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報等を取得し、又は作成するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (個人情報管理責任者等)

第5 受注者は、この契約による業務における個人情報等の取扱いに係る管理責任者(以下「個人情報管理責任者」という。)及び当該業務に従事する者(以下「従事者」という。)を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、この個人情報取扱特記事項に定める事項を適切に実施するよう、従事者を監督しなければならない。

4 従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、この個人情報取扱特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

#### (個人情報等の持出しの禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(委託の承諾)

第9 受注者は、この契約による個人情報等を取り扱う業務については、自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、委託先の名称、委託する理由、委託して処理する内容、委託先において取り扱う情報、委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により委託したい旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は委託先にこの個人情報取扱特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、委託先との契約において、委託先に対する管理、監督の手続及び方法について、具体的に定めなければならない。

5 受注者は、委託先に業務を委託した場合は、その履行状況の管理及び監督をするとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還)

第10 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第11 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと、個人情報等の取扱いに従事する者が遵守すべき事項その他個人情報等の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査等)

第12 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の状況について、随時調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(事故発生時の対応)

第13 受注者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生する恐れがあることを知った場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。